

金属労協「2014～2015年政策・制度課題」の進展状況

金属労協政策企画局長／浅井 茂利

金属労協は2014年4月、「2014～2015年政策・制度課題」を策定し、政府への働きかけを強化してきました。

金属労協は政策・制度課題に関しては、2年サイクルで取り組んでいますが、現在はちょうど折り返し点にあたり、2015年の「重点取り組み項目」のとりまとめ作業を進めている段階ですが、ここで、政策・制度課題の進展状況について、中間的な整理を行っていききたいと思います。

「2014～2015年政策・制度課題」の基本的な考え方

金属労協は、経済の好転を一時的なものにすることなく、グローバル経済化とデフレによって人

費抑制を余儀なくされ、それが経済活動の低迷を招いていた時代から、デフレ脱却の中で「人への投資」によって産業の競争力を強化していく時代、勤労者生活の向上と産業の健全な発展の好循環を確立し、持続的な安定成長を実現していく時代への転換を果たすべき時を迎えており、そのためには、ものづくり産業基盤の再構築が絶対に必要である、との基本的な認識に立って、「2014～2015年政策・制度課題」をとりまとめました。

Ⅰ. ものづくり産業を支えるマクロ環境整備
Ⅱ. ものづくり産業を強化する「攻め」の産業政策
Ⅲ. ものづくり産業における「良質な雇用」の確立
Ⅳ. ものづくり産業の強化に向けたエネルギー・環境政策

*民間産業に働く者の観点
*グローバル産業であり、かつわが国の基幹産業であるものづくり産業に働く者の観点
*なかでも、その中心たる金属産業に働く者の観点
に立って、

I. ものづくり産業を支えるマクロ環境整備

を目標とする量的・質的金融緩和が実施されているところですが、引き続きデフレ脱却と為替相場の安定のため、追加緩和を含む適切な金融政策の実施を主張してきました。

Ⅱ. ものづくり産業を強化する「攻め」の産業政策

Ⅲ. ものづくり産業における「良質な雇用」の確立

Ⅳ. ものづくり産業の強化に向けたエネルギー・環境政策

デフレ脱却と為替相場の安定

金属労協は従来から、金融緩和の強化を主張してきました。2013年4月より、消費者物価上昇率2%

2014年4月に消費税率引き上げが実施され、これをきっかけとして経済の低迷が続いている印象があります。4月に大きく落ち込んだ後、7月までは順調に回復していましたが、悪化したのはむしろそのあとで、これには、量的金融緩和がやや縮小したことが背景にあるものと思われる。10月末には追加緩和が行われたので、経済は再び回復基調となつてきています。

為替相場については、本稿執筆時点で1ドル＝120円程度で推移しています。1ドル＝104円の

購買力平価よりも13%程度円安になつていふことから、国際的なあつれきを生じさせないためには、為替相場の安定が非常に重要となつていふ。

ただし、日本の物価上昇率がアメリカのそれを上回ると、購買力平価自体が円安に動くので、許容範囲も円安方向に広がることになります。

労働市場における「売り手市場」の実現

人手不足を成長制約要因とみなすのではなく、労働市場が穏やかな「売り手市場」であることが、省力化投資や賃金・労働条件の改善、非正規労働者の正社員化などを促し、むしろ経済活動の原動力となります。

有効求人倍率は2015年1月時点で1.14倍となつており、その点だけ見れば、すでに「売り手市場」となつていますが、正社員の有効求人倍率については、0.70倍に止まっています。

一方で、後述するように、外国人技能実習制度の実習期間の延長受け入れ人数枠の大幅拡大を中心とする制度の見直しが俎上に載っています。実習生の賃金・労働

条件や職場環境の改善などは、あまり期待できない内容となつており、結局は、低賃金労働の拡大となる懸念されるところです。

TPP交渉

金属労協では、TPPがWTOのルールである「実質上のすべての貿易」について関税を撤廃する、レベルの高い「画期的で21世紀型」の協定となるよう主張しています。交渉に相当な進展があるような報道も見られますが、関税撤廃をめぐる各国の主張の差は依然として大きく、引き続き予断を許さないものと思われまふ。

一方で、農協改革が着手されたことは、レベルの高い協定実現にとって重要な進展であると言えます。

政府の無駄の根絶

わが国の財政赤字、政府債務は、ギリシャをもしのぎ、先進国の中で突出して悪い事態となつていふ。そのため、金融緩和は日本銀行に国債を引き受けさせる「財政ファイナンス」になつていふとの批判が一部にあり、円滑な金融緩和にとつても足かせとなつていふ。また、2015年10月からの消費税率再

引き上げは延期されましたが、財政への信認が低下すれば、国債の価格が暴落、実質金利の高騰を招いて民間経済を著しく圧迫することになります。わが国経済の持続的な成長にとつて、早急に財政再建の道筋をつけていくことが不可欠であり、消費税率再引き上げを延期した以上、政府は財政再建の姿勢をより強く出していく必要があります。

そうした中では、政府の無駄の根絶による財政支出の抑制が、まず第一に求められます。各府省では、実施している5000を超える事業すべてに関して、「行政事業レビューシート」を作成し、事業の内容、執行状況、資金の流れなどを公開し、国民からの意見を募集するとともに、重要度の高い事業（約1000事業）については外部の有識者による点検を実施、そのうちの一部（2014年度は66事業）は、公開の場で点検を行っています（公開プロセス）。また各府省による点検のうち、重ねて行政改革推進会議が点検（秋のレビュー）を行っています。各府省の点検によつて、概算要求は2797億円圧縮されて

おり、行政改革推進会議の点検によつて、政府予算案では概算要求からさらに1000億円が圧縮されています。

「人への投資」促進による恒久的な法人税減税

金属労協は、ものづくり産業の国内立地を促す観点から、法人税減税を雇用促進税制・所得拡大促進税制の統合・拡充・恒久化によつて実施するよう主張してきました。2015年度より、法人税率は現行25.5%から23.9%に引き下げられることになり、実効税率では、34.62%から2015年度32.11%、2016年度31.33%に低下することになります。

「人への投資」という観点では、資本金1億円超の大企業の法人事業税における外形標準課税が拡大されるのに伴い、法人事業税にも、所得拡大促進税制が導入されることになりました。給与等支給額が2012年度の支給に對して、2015年度には3%以上、2016年度には4%以上、2017年度には5%以上増加している場合、その増加額を法人事業税附加価値割の課税標準から控除できることになっています。

また国税である法人税については、
*所得拡大促進税制の給与総額増加要件の緩和。

*雇用促進税制については、地方拠点強化実施計画に基づく雇増の場合の税額控除額の引き上げ。(雇用者数増加1人あたり40万円→50万円など)が実施されました。

事業引継ぎ支援センター

中小企業の保有する技術・技能を散逸させたり、海外に売り渡すことなく、永続的に活用していくことが、国内ものづくり拠点の維持・強化と国内雇用の確保にとって不可欠です。中小企業の経営者が引退する場合、同業他社や従業員への承継など、親族以外の者に対しても、安心して事業の引き継ぎを行えるよう、企業と承継を望む者とのマッチング機能の充実、事業承継資金の融資制度の拡充、債務繰り延べやカットが必要な場合の対応強化などを行っていくことが重要となっています。

政府では、相談業務だけでなく、そのような直接支援を行う「事業引継ぎ支援センター」を、全国に設置することにしています。2015年3月時点では、北海道、宮城、秋田、栃木、東京、長野、静岡、愛知、三重、大阪、岡山、広島、香川、愛媛、福岡、沖縄の16都道府県に止まっています。

海外勤務者・家族の生活の改善と安全確保

金属労協では、海外勤務者の子女教育に対しても、国内の児童・生徒と一人あたりで同等の公費を投入していくよう求めています。海外子女教育(義務教育)に関する国の予算は、おおむね施設と現地採用教員の人件費補助が外務省、日本からの教員の派遣が文科省という区分けになっていますが、2015年度の文科省予算を見ると、在外教育施設派遣教員等謝金が前年の当初予算比12・7%増の93億4700万円、在外教育施設派遣教員等旅費が0・2%増の14億9300万円、在外教育施設派遣教員委託費が0・9%増の69億3600万円などとなっています。

また、海外邦人の安全を確保するため、海外駐在武官(防衛駐在官)ミリタリーアタッシェ)の拡充を求めています。2013年7月時点で49名だったのが、2015年3月には57名に増員されており、とくにアフリカに重点配置されています。

良質な保育環境の整備

金属労協では、良質な保育環境の

整備に向け、小学校・中学校における保育所併設、学童保育の運営主体の法人化、学童保育指導員の資格の明確化と保育士・学童保育指導員の賃金・労働条件の改善、病児・病後児保育施設の設置促進、事業所内保育施設設置の促進などを掲げました。

2015年4月より、「子ども・子育て支援新制度」が稼働しますが、これによって、これまで非常に狭い定義に限られていた保育所待機児童について、実際の必要性に即した対応が図られるようになることは、大きな前進であると言えます。しかしながら一方で、従来同様、幼保二元に頼った制度設計となっていることは、実効性の点で不安材料と言えます。

たとえば「新制度」では、「余裕教室の徹底活用」が謳われているものの、これは放課後児童クラブに関するものであり、保育所については触れていません。ちなみに、小学校・中学校における保育所の併設は、2014年時点で112校が確認されています。(2013年の調査では63教室)

事業所内保育施設については、「地域型保育事業」のひとつとして、一定の地域住民枠を確保した場合に、運営費(地域型保育給付)が受

けられることになりました。(ただし3歳未満。3歳以上児は特例給付)従来の労働保険特別会計による「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」については、金属労協の指摘どおり、複数の事業主が事業主団体を設立して保育施設を設置する場合、すべて中小企業事業主であれば、事業主団体についても中小企業として取り扱われることになっています。なお、運営費の助成については、地域型保育給付との併給はできません。

外国人技能実習制度

外国人技能実習制度については、労働関係法令違反や人権侵害行為などの不正行為の根絶、すべての実習実施機関での5%ルール(常勤職員20名につき技能実習1号を1名)の適用、団体監理型における実習実施機関変更の仕組みづくり、などを主張してきましたが、残念ながら、これとは正反対の方向に動いていません。

不正行為を行った受け入れ機関の数は、入国1年目の残業が合法化されたこともあり、2010年に163機関となり、前年の360機関から大幅に減少しました。しかしながらその後は、2011年184

機関、2012年197機関、2013年230機関と、毎年悪化の一途をたどっています。企業単独型の機関での不正行為は、2012、2013年と2年連続でゼロとなっており、不正行為を行った機関は、すべて団体監理型の機関となっています。

2013年における不正行為の類型別件数は、366件中、「悪質な人権侵害行為」が102件と最も多くなっていますが、このほか「研修・技能実習計画との齟齬」すなわち修得するはずの技能とは関係ない業務に従事させられている事例が87件、座学であるはずの「講習期間中の業務への従事」が79件、「労働関係法令違反」の25件などが、目立つところとなっています。

技能実習2号の者(2～3年目の技能実習生)の行方不明者数は、2007年度に2138名に達していたのが、2009年度に954名、2010年度には1052名とほぼ半減していました。しかしながらこれも、2011年度1115名、2012年度1532名と激増

し、2013年度には2822名に達し、前年に比べほぼ倍増、制度改革前に最多であった2007年度を大幅に上回っています。

死亡者数も2008年度の35名をピークに減少し、2012年度は19名となっていました。2013年度には27名に激増し、制度発足以来の22年間で2番目に多い水準となっています。このうち過労死と見られる「脳・心疾患」も減少してきていますが、2013年度には8名で前年の4倍、これも22年間で3番目の多さとなっています。

政府は、2015年の通常国会において、外国人技能実習制度の見直しを進めようとしています。こうした状況にも関わらず、1カ月の帰省のみで実習期間の2年間の延長、実習実施機関における受け入れ人数枠の大幅拡大が認められる方向となっています。

原子力発電所の再稼働

安定的かつ低廉な電力供給確保に向けての原子力発電所の再稼働につ

いては、2013年7月以降、21の原子炉について、新規制基準適合性審査の申請が行われています。

このうち川内原子力発電所1、2号機(九州電力)については、2013年7月、原子力規制委員会に原子炉設置変更許可(基本設計)、工事計画認可(詳細設計)、保安規定変更認可(運転管理、体制)を一括して申請し、2014年9月、同委員会より原子炉設置変更が許可され、工事計画認可および保安規定変更認可の申請について、補正を行っているところでは、

高浜原子力発電所3、4号機(関西電力)についても、同様に2015年2月に原子炉設置変更が許可されています。

エネルギーミックスの

見直し および

温室効果ガス削減目標

金属労協では、政府の新しいエネルギー基本計画(2014年4月閣議決定)において、エネルギーミックスの定量的な見直しを示されているなかっため、早急

にエネルギーミックスの姿を明らかにした上で、改めて、日本として国際的な責任を果たし得る温室効果ガス削減目標を策定するよう、主張しています。

わが国の温室効果ガス削減目標は、原子力発電を含めずに設定した目標で2020年度に2005年度比3・8%減とされていますが、エネルギーミックスの検討の進展を踏まえ、確定的な目標を設定することになっています。

また2020年以降の枠組みについては、2015年のCOP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議・2015年12月・パリ)で採択されることになっており、各国はこれに十分先立って(準備のできる国は2015年第1四半期まで)、約束草案を提出することが求められています。新たな枠組みの交渉テキスト案は、2015年5月までに作成されることになっており、日本政府としては、国際的な責任を果たし、かつ影響力を発揮するために、迅速かつ、国際的な理解の得られる対応が求められるところとなっています。